

## 「日本の温暖化対策」見直しの可能性（日本）

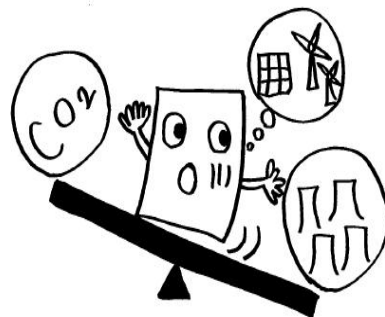
### 1. 「日本の温暖化対策」とは？

日本はCO<sub>2</sub>など温暖化ガスの排出量について、2020年までに1990年対比で25%削減する中期目標を掲げています。また、2012年までの国際的なルールを定めた「京都議定書」では、温暖化ガスの削減目標を国ごとに定めており、日本は2008年～2012年平均で1990年対比で6%の削減を義務付けられています。未達成の国には、目標未達分の1.3倍を将来の目標に上積みするなどの罰則規定も定められています。

### 2. 最近の動向

日本政府は今週に入り、日本の温暖化ガスの削減目標について、これまで掲げていた数字を見直すと同時に、罰則の対象から日本を外すよう関係国に求める調整に入りました。

その理由は「福島第1原発の事故」にあります。現在、日本が掲げている削減目標は、温暖化ガスの排出が「ほぼゼロ」の原子力発電所を9基新たに設けること、そして既存の原発の稼働率の向上を前提としているからです。



### 3. 今後の展開

政府の試算によれば、福島第1原発の発電量を石油火力発電所で代替した場合、CO<sub>2</sub>の排出量は年間2,100万トン増えます。これは、日本の温暖化ガスの年間排出量の約1.8%に相当します。また、温暖化ガスを排出しない太陽光や風力などの新エネルギーに頼った場合は、高コストが問題になります。太陽光発電で1キロワットを作るコストは、原子力の6～8倍といった試算結果もあります。つまり、原子力発電を前提としない場合、既存の「日本の温暖化対策」は、抜本的な見直しが必要になるのです。

また、現在の国際的なルール(京都議定書)では、温暖化ガスを大量に排出する米国や中国など新興国に削減義務がありません。これまでの話し合いの過程で、現状はそうなっています。一方、日本はこれまで、欧州連合(EU)と並んで、この分野ではリーダーシップを発揮してきました。今後この件で、日本が消極的な立場を取らざるを得なくなった場合、国際社会全体に大きな影響を与えることになるのです。

このような状況のなかで注目されるのは、経済発展に伴い温暖化ガスの排出量が急速に増える新興国のスタンスです。これまでと同様に新しいルールへの参加を拒むのか、逆に危機感を強めることで国際的な結束力が高まるのかといった点です。「東日本大震災」の発生は、思わぬところにまで影響を及ぼし始めています。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年04月04日【デイリー No.867】米国の雇用統計(3月)～雇用者数が大幅増、失業率も2年ぶりの低水準～

2011年04月05日【キーワード No.547】「自然エネルギー」の自給率(日本)

★本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

## 【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

### ●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社